

次期愛知県観光振興基本計画における MICE 施策の策定に向けた MICE 市場動向調査及び分析委託業務 仕様書

1 目的

MICE 市場における都市間競争が激化する中、現行の「あいち観光戦略 2024-2026」において施策の柱の一つとして位置付けられている MICE 施策について、昨今の国内外における MICE 市場の動向や、MICE 開催に係る多様なニーズを踏まえ、今後の 4 年間を見据えた新たな計画を策定する。

本調査は、次期愛知県観光振興基本計画における MICE 施策を策定する際の基礎資料として活用するため、MICE 市場の動向、国内外の MICE 関係者のニーズ、及び MICE を契機とした来訪者の実態等について調査・分析を行い、本県の MICE 施策における課題及び目標を整理するとともに、今後検討すべき具体的な取組の方向性について提案するものである。

2 業務内容

MICE 市場の調査、国内外の MICE 関係者へのヒアリング調査及び MICE を契機とした来訪者の実態調査を実施することにより、本県の MICE を取り巻く現状及び傾向を分析・整理する。

併せて、これらの調査結果を総合的に踏まえ、数値データ及びヒアリング結果等を可能な範囲で活用しながら、本県の MICE 施策における課題及び目標を整理するとともに、今後検討すべき具体的な取組の方向性について整理し、提案をする。

(1) 本県及び国内外における MICE 市場の調査

本県及び国内外における MICE 市場の現状や動向について、以下の内容の調査を行い、MICE の分野 (M・I・C・E) 別に整理すること。

調査にあたっては、既存の調査結果、統計、業界団体資料、公開データ等を活用し、主要な数値、動向及びトレンドについて分析・整理を行うものとする。

【調査内容】

- ・国や各種機関、業界団体等が実施した MICE に係る調査・統計等の収集・分析
- ・国内外の他都市における MICE 戦略及び施策の動向についての分析・整理
(取組の方向性及びその理由・要因に関する整理を含む)
- ・国や各種機関、業界団体等が公表している将来の MICE 市場に関する予測データの整理

また、本調査の実施により分析・整理が可能となる内容については、受託者が提案すること。分析内容の例は以下のとおり。

【想定される分析内容の例】

- ・MICE の各分野 (M・I・C・E) における主要な業界・分野構成

- ・ MICE の各分野における参加者、主催者、出展者等の国・地域別動向
- ・ 成長が見込まれる分野や開催増加が想定される分野の整理 等

(2) 国内外の MICE 関係者へのヒアリング調査

MICE 開催に係る多様なニーズや、本県への MICE 誘致に関わる強み及び課題を把握するため、国内外の MICE 関係者を対象としたヒアリング調査を実施し、主な傾向や示唆を整理すること。

ヒアリング調査は、MICE の分野 (M・I・C・E) 別に行うものとし、対象者は、国内外の MICE 主催者、MICE 関連事業者 (PCO・旅行会社・DMC 等)、関係団体 (コンベンションビューロー等)、業界団体等とする。

調査手法、調査数、調査対象及び調査項目の詳細については、選定理由を含めて受託者が提案し、県と協議の上、決定するものとする。

なお、対面・オンライン (WEB 会議システムの利用を想定) によりヒアリングを実施する場合には、県職員が同席し、必要に応じて質問等を行うことがある。

(3) MICE を契機とした来訪者の実態調査

本県で開催される国際会議 (C) 及び展示会・見本市・イベント (E) を対象に、観光動態データ (人流データ) を活用し、来訪者の属性 (国内外別、居住地等) を踏まえた行動動向 (会場を起点とした、来訪者の滞在前後の回遊行動) について調査・分析を行い、MICE 開催が県内における滞在、回遊及び地域への波及にどのように寄与しているかを整理した上で、それに基づく施策の方向性を示すこと。

調査対象とする MICE については、選定理由を含めて受託者が提案し、県と協議の上、決定するものとする。

(4) 現状分析及び課題整理と取組の提案

(1) から (3) までの調査結果を踏まえ、本県の MICE を取り巻く現状及び傾向について分析を行い、本県の MICE 施策における課題及び目標を整理すること。あわせて、今後検討すべき具体的な取組の方向性について、その理由とともに整理・提案すること。

これらの分析にあたっては、本県における競争優位性及び課題を明らかにし、今後重点的に取り組むことが有効と考えられる分野や方向性について整理すること。

3 成果物の提出

(1) 中間報告書

ア 記載内容

- ・ 少なくとも 2 (1) 及び (2) の内容を含むこと。
- ・ 上記項目の調査が全て完了している必要はないが、提出内容については、県と調整すること。

- ・グラフや表の活用により視覚的にも見やすく、分かりやすいものとなるよう工夫すること。

イ 提出期日

2026年7月3日（金）

ただし、調査の状況に応じて、委託者と協議の上、提出期限を変更する可能性がある。

ウ 提出部数

紙媒体（A4判）2部、電子データ（PowerPoint や Word 形式など加工可能なもの）

（2）実施結果報告書

ア 記載内容

- ・2（1）から（4）までの全ての内容を記載すること。
- ・グラフや表の活用により視覚的にも見やすく、分かりやすいものとなるよう工夫すること。
- ・最終報告に当たっては、別途指示する日までに原稿案を県に提出し、その内容について十分調整すること。

イ 提出期日

2026年11月6日（金）

ウ 提出部数

紙媒体（A4判）2部、電子データ（PowerPoint や Word 形式など加工可能なもの）

4 留意事項

- （1）業務内容については、本仕様書及び企画提案書によること。
- （2）業務期間中は、業務の経過全般を常に把握している担当者（愛知県との連絡担当者）を置くこと。
- （3）本業務は、企画競争型随意契約であるため、企画提案の内容を遵守し、進捗状況、今後の進め方等を逐次報告するほか、委託業務の実施に当たって、事前に本県と十分協議を行うこと。
- （4）本仕様書に特に記載のあるものを除き、委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。
- （5）委託業務の実施に当たり、使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用权等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること（本県が提供するものを除く。）。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- （6）委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、本県に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。
- （7）受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、本県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。